

東京大学医科学研究所における不適正な研究発表問題 についての会長談話

今般、東京大学医科学研究所で、患者さんの検体を使用して行った研究の論文発表に関して、研究所の倫理審査委員会での承認や、患者さんからのインフォームドコンセントについての虚偽の記載があったとの報道がなされました。

この事件については、事実関係を現在も調査中とのことでありますが、仮に報道されているようなことが事実であるとすれば、人を対象とする医学研究の倫理的原則を定めたヘルシンキ宣言や、厚生労働省の「臨床研究に関する倫理指針」に対する違反行為であり、誠に遺憾であります。

日本学術会議は、平成18年に、「科学者の行動規範について」と題する声明を発出しました。これは、科学の自由と科学者の主体的な判断に基づく研究活動は、社会からの信頼と負託を前提として初めて社会的認知を得るものであるとの認識の下に、すべての科学者が遵守すべき倫理的な行動規範を示したものです。

声明「科学者の行動規範について」

<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf>

この中で、関係法令や規則の遵守を求め、データのねつ造、改ざんなどの不正行為を禁ずるとともに、研究にご協力いただく方々の人格・人権を尊重し、その福利に配慮すべきことを明確に定めています。また同時に、こうした科学者個人の行動とともに、倫理綱領の策定や倫理委員会の整備、教育・研修の実施、疑義の申し立て窓口の設置等、機関レベルでの組織的な取り組みを行うことも求めています。

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティを代表する機関として、すべての科学者、科学研究に関わる機関において、声明「科学者の行動規範について」を改めてお読みいただき、自身の行動、組織としての取り組みを再検証いただきますことを強く要望いたします。

今回の事を警鐘ととらえ、すべての科学者が倫理的に適切な対応を取るとともに、機関全体での取り組みを徹底し、以て、科学が社会からの信頼と負託に応えて、健全に発展していくことを願ってやみません。

平成20年7月25日

日本学術会議会長

金澤一郎